

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・同一初診中、以下の検査の算定がないにもかかわらず、口腔機能管理料 100 点を算定しているケースが散見されます。任意中断により再度初診となった場合であっても必ず検査を行ってから管理を開始するようお願い致します。病名は「口腔機能低下症」となります。

【口腔機能管理料算定にあたっては下記の検査が一つ以上は必須です】

咀嚼能力検査 140 点

咬合圧検査 130 点

舌圧検査 140 点

- ・口腔機能管理料の算定は 50 歳以上ですが、50 歳未満の患者であっても脳卒中やパーキンソン病などの全身的な疾患を有し、口腔機能低下症の診断基準に該当する場合には口腔機能管理料の算定は可能です。この場合摘要欄へ口腔機能低下と関連する疾患名を記載してください。咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査については年齢制限はありません。
- ・CR 充填後、日を改めて同じ歯の別窩洞に CR を充填した場合（一歯二窩洞）は、充形・KP、充填料の算定はなく充填材料料のみの算定になりますが、医管の算定は可能です。
- ・補管期間中の歯に対して CR 充填を行った場合、充形・KP を含む CR 充填に係る全ての算定は不可ですが、医管の算定は可能です。
「○日に補管対象歯に対する充填」等の摘要欄記載をお願いします。
- ・生 PZ と同日同部位に対する間接歯髄保護処置（間 PCap）の算定は不可です。
- ・スポンゼルの算定については1回使いきりのため、1 パック 5 cm×2.5 cmとして 24 点を算定して下さい。4 等分や6 等分して使用したからといって6 点や4 点等の算定は認められておりませんのでご注意下さい。